

平成 27 年 8 月 28 日現在

「玄海地域の緊急時対応」の作成に向けた、今後の進め方について（案）

1. 概 要

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置され、その活動として、地域防災計画及び避難計画を含む「緊急時対応」を、とりまとめることとされている。

玄海地域については、平成 27 年 4 月 1 日付で「重点地域緊急時対応特命チーム」が内閣府に設置され、「ワーキングチームの活動報告（2）」で示されているとおり、玄海地域原子力防災協議会で確認を行った上で、「玄海地域の緊急時対応」のとりまとめを目指す。

2. スケジュール（予定）

- 平成 27 年 6 月 1 日 玄海地域原子力防災協議会 第 1 回作業部会開催
- 平成 27 年 6～ 8 月 「玄海地域の緊急時対応」の中間的なとりまとめ
- 平成 27 年 8 月 28 日 玄海地域原子力防災協議会 第 2 回作業部会開催
（以降、作業部会を適宜開催）
「玄海地域の緊急時対応」最終確認
玄海地域原子力防災協議会開催
「玄海地域の緊急時対応」公表
原子力防災会議

以 上

作業部会等で確認・協議を要する事項**【戸別調査等】(PAZ)、【移動手段】(PAZ 及び UPZ)**

- 「施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力」(P. 26)
 - ・ 想定対象人数の見積り。
 - ・ 最大必要車両台数の見積り。
 - 「施設敷地緊急事態での輸送能力の確保」(P. 27)
 - ・ 車両確保台数の見積り。
 - ・ 原子力事業者による配備。
 - 「PAZ 圏内における自家用車で避難できない住民の数」(P. 31)
 - ・ 地区別の自家用車の保有状況の確認。
 - 「全面緊急事態で必要となる輸送能力」(P. 33)
 - ・ 自家用車で避難ができない住民数の確認。
 - ・ 観光施設から避難する一時滞在者数の確認。
 - ・ 観光客の想定対象人数の算出。
 - 「全面緊急事態での輸送能力の確保」(P. 34)
 - ・ 最大必要車両台数の見積り。
 - ・ 車両確保台数の見積り。
 - ・ 原子力事業者による配備。
 - ・ バス協会等の協力。
 - ・ バスの配置状況（どの営業所に何台 等）。
 - ・ 車両・船舶の確保から運用まで。
-
- 【在宅の要支援者関係】(PAZ 及び UPZ)**
 - 「PAZ 圏内の在宅の避難行動要支援者への対応」(P. 23)
 - 「佐賀県の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 52)
 - 「長崎県の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 53)
 - 「福岡県の UPZ 圏内における在宅の避難行動要支援者の防護措置」(P. 54)
 - ・ 災害対策基本法に基づく在宅の要支援者の確認状況（個別プラン有無 等）。

【道路復旧（県建設業協会等）】（PAZ）※UPZにおける取組みも検討。

- 「自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策」（P. 28）
 - ・ 県道等の通行不能時の具体的な復旧策を確認（協議状況）。

【避難誘導（県警等）】（PAZ）※UPZにおける取組みも検討。

- 「避難を円滑に行うための対応策」（P. 37）
 - ・ 地域の状況を踏まえた具体的な避難誘導策の確認。
 - ・ 避難誘導に必要な職員配置の確認。
 - ・ 地域の具体的な取組み（避難車両シール等）を前広に記載。

【物資の備蓄及び供給】（PAZ 及び UPZ）

- 「PAZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制」（P. 59）
- 「佐賀県における UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制」（P. 60）
- 「長崎県における UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制」（P. 61）
- 「福岡県における UPZ 圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制」（P. 62）
- 「佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町の行政備蓄」（P. 64）
- 「PAZ 圏内避難時の物資備蓄・供給体制」（P. 66）
- 「佐賀県における物資集積拠点・一時集結拠点」（P. 67）
- 「長崎県における物資集積拠点・一時集結拠点」（P. 68）
- 「福岡県における物資集積拠点・一時集結拠点」（P. 69）
 - ・ 備蓄状況と供給体制。

【離島の対応】（UPZ）

- 「佐賀県・長崎県・福岡県の UPZ 圏内における離島の防護措置」
 - ・ 前例を参照しつつ、県毎に整理。

以 上

原子力災害対策指針の改正案に対する 意見募集の結果について

平成 27 年 8 月 26 日
原 子 力 規 制 庁

今般、原子力災害対策指針の改正案について意見募集を行ったところ、その結果は以下のとおり。

1. 概要

期 間：平成 27 年 6 月 25 日から 7 月 24 日（30 日間）
対 象：原子力災害対策指針の改正案
方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、郵送、FAX
応募数：155 件

2. 意見募集の結果

- 意見募集の結果、平成 27 年度第 16 回原子力規制委員会資料 2 でお示しした原子力災害対策指針の改正案について、記載内容の明確化や整合性の確保等のための技術的修正を加える必要がある。

3. 今後の予定等

- 原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 3 項の規定による公表は、来月中を目途に官報に掲載してするものとしたい。併せて、原子力規制委員会ウェブサイトにも掲載することとしたい。
- 原子力規制庁としては、今後も引き続き、最新の技術的知見や国際動向等を踏まえ、原子力災害対策の更なる充実・強化及び実効性の向上に資する取り組みを進めるとともに、今般の意見募集の結果も参考に、原子力災害対策指針の基本的考え方等に対する一層の理解の促進に努めていく。

原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う意見募集の実施について

平成27年 6月24日

原子力規制庁

1. 概要

緊急被ばく医療の在り方を含めて、原子力災害時における医療体制の在り方に関する検討を行うため、「原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」を開催して検討を進めてきた。

これまでの検討結果等を踏まえ、指針に反映するための改正案を別紙のとおり取りまとめたい。また、当該改正案に対する意見募集を実施したい。

2. 指針の改定案のポイント

○ 原子力災害医療体制

(1) 原子力災害に対応する医療機関

・下記の医療機関等の要件(以下、「施設要件」という。)を定めるとともに名称を変更する。

- ① 原子力災害拠点病院(以下、「拠点病院」という。)
- ② 原子力災害医療協力機関(以下、「協力機関」という。)
- ③ 高度被ばく医療支援センター
- ④ 原子力災害医療・総合支援センター
- ⑤ 原子力災害医療派遣チーム

(2) 国、立地道府県等及び事業者の役割

① 国

国は、(1)に示す施設要件を定めるとともに、定期的に必要な見直しを図る。また、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターについて指定を行う。

② 立地道府県等

立地道府県等は、拠点病院及び協力機関について、国が示す施設要件に基づき整備し、予め指定又は登録を行っておく。

③ 事業者

事業者は、事業所内で発生した傷病者に対する初期対応等を行えるようにしておく。

○ 原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練等

原子力災害医療には、国、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター、立地道府県等、拠点病院ごとの要点を踏まえた研修・訓練等を組み込む必要がある。

○ 原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携

原子力災害と自然災害等との複合災害を見据えた連携を進めるため、「医療総括責任者」という名称を「原子力災害医療調整官」に変更するとともに現地の関係者の役割等を具体化する。

○ 避難退域時における検査及び除染等の具体化

避難退域時検査及び簡易除染については、従来の「体表面汚染スクリーニング」及びその際に行われる「除染」に代わるものとし、その方法を定める。

3. 意見募集の実施要領

期 間：平成27年6月25日から（30日間）

対 象：別紙（指針）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、
郵送、FAX